

【平成30年度各会計予算繰越し明許費及び継続費の
繰越し使用に係る市長報告説明要旨】

(R1. 6. 3)

平成30年度伊丹市一般会計予算繰越し明許費の繰越し使用することの報告についてであります。本件は、平成30年度本会計予算に計上いたしておりました、認定こども園整備事業ほか29事業に係る繰越し明許費について、繰越し計算書のとおり、令和元年度へ繰り越して、使用しようとするものであります。

次に、平成30年度伊丹市各事業会計予算の繰越し使用することの報告についてであります。水道事業及び工業用水道事業につきましては、建設改良事業において、下水道事業につきましては、公共下水道整備事業において、最後に交通事業につきましては、交通局庁舎保全事業において、それぞれ、工事の施工方法等に関し、関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内に支払義務が生じなかったものについて、繰越し計算書のとおり、令和元年度へ繰り越して使用しようとするものであります。